

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 中長期目標（第 2 期）変更案 新旧対照表

赤字・下線部は改正部分

変更案	現 行	備考（理由）
<p><u>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</u></p> <p>（3）基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等</p> <p><u>⑦ 大学発医療系スタートアップの支援</u>  <u>医薬品や医療機器等の開発・実用化のためには大学発医療系スタートアップが不可欠であり、未だ不十分なシード期のスタートアップへの支援を強化する必要がある。</u>  <u>このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 27 条の 2 第 1 項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、大学発医療系スタートアップ支援プログラムを推進する。同事業においては、医薬品等の実用化支援についてノウハウと実績のある橋渡し研究支援機関を活用し、大学発医療系スタートアップの起業に係る専門的見地からの伴走支援等（医学研究上の革新性と事業としての将来性の両面を見据えたシーズ審査や、事業計画の立案等に係る伴走支援を含む。）を行うための体制を整備するとともに、非臨床研究等に必要な費用の支援、医療ニーズを捉えて起業を目指す若手人材の発掘・育成を実施する。また、スタートアップへの支援の推進においては、適時目標達成の見通しを評価し、スタートアップへの支援の継続・拡充・中止などを決定する。</u></p> <p>⑧ 先端国際共同研究の推進 （略）</p>	<p><u>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</u></p> <p>（3）基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等 （新設）</p> <p>⑦ 先端国際共同研究の推進 （略）</p>	<p>令和 5 年度補正予算における「大学発医療系スタートアップ支援プログラム」の措置に伴う変更</p>

